

第四百六十八條及び第四百六十九條を次のように改める。

(債権の譲渡における債務者の抗弁)

第四百六十八條 債務者は、対抗要件具備時までに譲渡人に対して生じた事由をもって譲受人に対抗することができない。

2 第四百六十六條第四項の場合における前項の規定の適用については、同項中「対抗要件具備時」とあるのは、「第四百六十六條第四項の相当の期間を経過した時」とし、第四百六十六條の三の場合における同項の規定の適用については、同項中「対抗要件具備時」とあるのは、「第四百六十六條の三の規定により同条の譲受人から供託の請求を受けた時」とする。

(債権の譲渡における相殺権)

第四百六十九條 債務者は、対抗要件具備時より前に取得した譲渡人に対する債権による相殺をもつて譲受人に対抗することができない。

2 債務者が対抗要件具備時より後に取得した譲渡人に対する債権であっても、その債権が次に掲げるものであるときは、前項と同様とする。ただし、債務者が対抗要件具備時より後に他人の債権を取得したときは、この限りでない。

一 対抗要件具備時より前の原因に基づいて生じた債権

二 前号に掲げるもののほか、譲受人の取得した債権の発生原因である契約に基づいて生じた債権
3 第四百六十六條第四項の場合における前二項の規定の適用については、これらの規定中「対抗要件具備時」とあるのは、「第四百六十六條第四項の相当の期間を経過した時」とし、第四百六十六條の三の場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定中「対抗要件具備時」とあるのは、「第四百六十六條の三の規定により同条の譲受人から供託の請求を受けた時」とする。

第四百七十条から第四百七十三條までを削る。
第四百七十四條第一項ただし書を削り、同条第二項中「利害関係を有しない」を「弁済をするにいて正当な利益を有する者でない」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、債務者の意思に反することを債権者が知らなかったときは、この限りでない。

3 前項に規定する第三者は、債権者の意思に反して弁済をすることができない。ただし、その第三者が債務者の委託を受けて弁済をする場合において、そのことを債権者が知っていたときは、この限りでない。

4 前三項の規定は、その債務の性質が第三者の弁済を許さないと、又は当事者が第三者の弁済を禁止し、若しくは制限する旨の意思表示をしたときは、適用しない。

第三編第一章第五節第一款第一目中第四百七十四條の前に次の一条を加える。

(弁済)

第四百七十三條 債務者が債権者に対して債務の弁済をしたときは、その債権は、消滅する。

第四百七十五條の前の見出しを削り、同条に見出しとして「弁済として引き渡した物の取戻し」を付する。

第四百七十六條を削る。

第四百七十七條中「前二條」を「前條」に改め、同条を第四百七十六條とし、同条の次に次の一条を加える。

(預金又は貯金の口座に対する払込みによる弁済)

第四百七十七條 債権者の預金又は貯金の口座に対する払込みによつてする弁済は、債権者がその預金又は貯金に係る債権の債務者に対してその払込みに係る金額の払戻しを請求する権利を取得した時に、その効力を生ずる。

第四百七十八條の見出しを「(受領権者としての外観を有する者に対する弁済)」に改め、同条中「債権の準占有者」を「受領権者(債権者及び法令の規定又は当事者の意思表示によつて弁済を受領する権限を付与された第三者をいう。以下同じ。)」以外の者であつて取引上の社会通念に照らして受領権者としての外観を有するもの」に改める。

第四百七十九條の見出しを「(受領権者以外の者に対する弁済)」に改め、同条中「弁済を受領する権限を有しない者」を「受領権者以外の者」に改める。

第四百八十条を次のように改める。

第四百八十条 削除

第四百八十一條の見出しを「差押えを受けた債権の第三債務者の弁済」に改め、同条第一項中「支払の差止めを受けた」を「差押えを受けた債権の」に改める。

第四百八十二條中「債務者が、債権者の承諾を得て、その」を「弁済をすることができるとき(以下「弁済者」という。が、債権者との間で、債務者の」に改め、「給付を」の下に「することにより債務を消滅させる旨の契約をした場合において、その弁済者が当該他の給付を」を加える。

第四百八十三條中「である」の下に「場合において、契約その他の債権の発生原因及び取引上の社会通念に照らしてその引渡しをすべき時の品質を定めることができる」を加える。

第四百八十四條の見出しを「(弁済の場所及び時間)」に改め、同条の次に次の一項を加える。

2 法令又は慣習により取引時間の定めがあるときは、その取引時間内に限り、弁済をし、又は弁済の請求をすることができない。

第四百八十六條中「した者は」を「する者は、弁済と引換えに」に、「受領した」を「受領する」に改める。

第四百八十八條の見出しを「(同種の給付を目的とする数個の債務がある場合の充当)」に改め、同条第一項中「すべて」を「全て」に改め、「とき」の下に「(次条第一項に規定する場合を除く。)」を加え、同条に次の一項を加える。

4 弁済をする者及び弁済を受領する者がいずれも第一項又は第二項の規定による指定をしないときは、次の各号の定めるところに従い、その弁済を充当する。

一 債務の中に弁済期にあるものと弁済期にないものがあるときは、弁済期にあるものに先に充当する。

二 全ての債務が弁済期にあるとき、又は弁済期にないときは、債務者のために弁済の利益が多いものに先に充当する。

三 債務者のために弁済の利益が相等しいときは、弁済期が先に到来したもの又は先に到来すべきものに先に充当する。

四 前二号に掲げる事項が相等しい債務の弁済は、各債務の額に応じて充当する。

第四百八十九條を次のように改める。

(元本、利息及び費用を支払うべき場合の充当)

第四百八十九條 債務者が一個又は数個の債務について元本のほか利息及び費用を支払うべき場合(債務者が数個の債務を負担する場合にあつては、同一の債権者に対して同種の給付を目的とする数個の債務を負担するときに限る。)において、弁済をする者がその債務の全部を消滅させるのに足りない給付をしたときは、これを順次に費用、利息及び元本に充当しなければならぬ。

2 前条の規定は、前項の場合において、費用、利息又は元本のいずれかの全てを消滅させるのに足りない給付をしたときについて準用する。

第四百九十一條を削る。

第四百九十条中「前二條」を「前三條」に改め、同条を第四百九十一條とし、第四百八十九條の次に次の一条を加える。

(合意による弁済の充当)

第四百九十条 前二條の規定にかかわらず、弁済をする者と弁済を受領する者との間に弁済の充当の順序に関する合意があるときは、その順序に従い、その弁済を充当する。

第四百九十二條中「の不履行」を「履行しないこと」に改め、「一切の」を削る。

第四百九十四條を次のように改める。

(供託)

第四百九十四條 弁済者は、次に掲げる場合には、債権者のために弁済の目的物を供託することができ、この場合においては、弁済者が供託をした時に、その債権は、消滅する。

一 弁済の提供をした場合において、債権者がその受領を拒んだとき。

二 債権者が弁済を受領することができないとき、前項と同様とする。ただし、弁済者に過失があるときは、この限りでない。